

～あなたの家の前の道路を、広く安全な道路にしませんか？～

## 葉山町 狭あい道路拡幅整備事業に御協力ください

幅員が4メートル未満の「狭あい道路」では、日常生活における不便だけでなく、緊急車両の通行や災害時の避難が困難になる等、様々な問題が生じます。

本事業では、狭あい道路に接する土地の一部（道路後退用地）を町に寄附や無償使用の承諾を頂き、町がその土地を道路として拡幅・舗装工事を行うことで、狭あい道路の解消を目指します。

狭あい道路に接する土地をお持ちの方、住宅の新築を予定されている方などは本事業に御協力ください。

### 1. 事業の対象者

- (1) 狭あい道路に接する土地に建築行為等を行う者及び当該土地の所有者（以下「建築主等」）
- (2) 既に建築行為等が完了している狭あい道路に接する土地の所有者等

### 2. 対象事業

- (1) 狭あい道路に接する土地で、住宅の新築など、建築基準法に基づく手続きが必要な行為を行う こと
- (2) (1)のほか、土地所有者等が自主的に行う道路後退

⚠ 次のいずれかに該当する場合は 対象外 です。

- ・ 葉山町まちづくり条例に基づく開発事業
- ・ 国、地方公共団体、公団等が行う事業
- ・ 道路後退用地の地盤面が道路より低く、段差が生じている土地  
(ただし、町が指定する方法で段差を解消する場合は対象となることがあります)
- ・ 階段状道路に接する土地、または階段状道路によってのみ他の道路に接続する土地

### 3. 各項目の実施主体

| 項目/道路後退用地の扱い                | 寄附する場合<br>※道路・隣地境界の確定が必要                 | 無償使用の場合                   |
|-----------------------------|------------------------------------------|---------------------------|
| ①建築行為等を行う土地に接する狭あい道路の境界確定   | 未実施の場合、建築主等の負担により、町道路河川課と調整し実施してください。    |                           |
| ②道路後退用地の測量、境界標の埋設及び登記手続等    | 町が行います。（建築基準法に基づく確認申請時の面積と異なる可能性あり）      |                           |
| ③道路後退用地に設置されている支障物件の撤去及び移設等 | 建築主等に行っていただきます。<br>(町から1/2かつ上限30万円の補助あり) | 建築主等に行っていただきます。（町からの補助なし） |
| ④道路後退用地の整備及び管理              | 町が行います。                                  |                           |

不明点や、手続きの詳細など、お気軽にお問合せください。

葉山町都市経済部都市計画課 ☎ \*\*046-876-1111\*\* (内線 352)